

## 次期介護保険制度改正における福祉用具の貸与、住宅改修の見直しに関する 意見書

平成27（2015）年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の見直しを検討することが盛り込まれた。

現行の介護保険制度による福祉用具貸与や住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るというきわめて重要な役割を果たしており、「在宅生活を続けるための命綱」になっている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒による骨折予防や自立した生活の継続を実現し、介護度の重度化を防ぐとともに、その進行をおくらせることに役立っているだけでなく、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らしの高齢者の外出を促し、社会生活の維持にもつながっている。

また、厚生労働省は、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう介護、医療、予防、生活支援サービス、住まいの五つを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築を推進しているが、この地域包括ケアシステムの拠点となるのが住まいであり、その住環境整備には福祉用具の利用や住宅改修が欠かせない。

仮に軽度者に対する福祉用具の利用や住宅改修が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねない。また、福祉用具の利用や住宅改修が抑制され、介護度の重度化が進めば、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあるだけでなく、家族の負担がふえ、介護離職を招く可能性もある。

以上の理由から次期介護保険制度改正における軽度者向けの福祉用具貸与、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護度の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方やその家族の生活を支える観点から、現状の制度を維持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

呉市議会

（提出先）

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣